

半田市専用水道施設等維持管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、専用水道施設等の設置者に対し、施設の適正な維持管理について指導することにより、衛生的で安全な飲料水を確保することを目的とする。

(指導対象)

第2条 この要綱の指導対象は、次の施設とする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する専用水道に該当する水道施設（以下「専用水道施設」という。）
- (2) 法の適用を受けない施設であって、一般の需要に応じて水道により飲料水を供給している給水人口が100人以下の給水施設（以下「飲料水供給施設」という。）
- (3) 法の適用を受けない施設であって、井戸水、ゆう水等の自己水によって飲料水を供給する前号に規定する施設以外の給水施設（以下「井戸等自己水施設」という。）。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及び食品衛生法（昭和22年法律第232号）等の適用を受ける施設の指導は当該法令に基づき実施するものとし、本要綱は適用しないものとする。
- (4) 法に規定する簡易専用水道の給水施設（以下「簡易専用水道施設」という。）
- (5) 法に規定する貯水槽水道であって、前号以外の給水施設（以下「小規模貯水槽水道施設」という。）。ただし、建築物衛生法の適用を受ける施設の指導は、当該法令に基づき実施するものとし、本要綱は適用しないものとする。

(指導方法)

第3条 前条に該当する施設の維持管理に係る指導方法については、次のとおりとする。

(1) 専用水道施設

ア　原則として、年1回以上、現地調査を実施する。なお、前年度及び当該年度の指導の結果、当該施設の維持管理の不適及び施設の不備等により供給される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれのある専用水道施設にあっては、必要に応じ指導回数を増加して実施する。

イ　水道施設等維持管理調査票（様式第1）を活用し、法に基づく維持管理につ

いて指導する。

ウ 指導を効率的に行うため、水道施設等指導台帳（様式第2）を作成する。なお、指導台帳の内容は、毎年度、必要に応じ修正する。

(2) 飲料水供給施設

ア 半田市水道事業と連携して、飲料水供給施設の把握に努める。

イ 原則として、1年に1回以上指導を実施する。

ウ 整備促進及び適正な維持管理等について指導する。なお、指導に当たっては、水道施設等維持管理調査票（様式第1）を使用する。

(3) 井戸等自己水施設

ア 半田市水道事業と防災交通課が連携して、井戸等自己水施設の把握に努める。

イ 施設の把握時に併せて指導するとともに、必要に応じ実施する。

ウ 井戸等自己水施設維持管理調査票（様式第3）を活用し、維持管理について指導する。また、半田市水道事業の給水区域内の井戸等自己水施設に対しては、飲料水の水道への転換について指導する。

エ 指導を効率的に行うため、井戸台帳（様式第4）を作成する。なお、井戸台帳の内容は、必要に応じ修正する。

(4) 簡易専用水道施設

ア 半田市水道事業及び法第34条の2第2項で厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という。）と連携を図り簡易専用水道施設の把握に努める。

イ 次の施設に対し、必要に応じて指導を実施する。

（ア） 簡易専用水道の設置者又は利用者から、飲料水に異常を認めた旨の連絡があった施設

（イ） 簡易専用水道の設置者から、施設の管理の不備について報告があった施設

（ウ） 登録検査機関の検査を1年以内に1回受検していない施設

（エ） 半田市水道事業から通報があった施設

（オ） 新規届出施設等市長が必要と認めた施設

ウ 簡易専用水道等維持管理調査票（様式第5）を活用し、維持管理等について指導する。

エ 指導を効率的に行うため、簡易専用水道台帳（様式第6）を作成する。なお、記載内容は、必要に応じ修正する。

(5) 小規模貯水槽水道施設

ア 半田市水道事業と連携を図り小規模貯水槽水道施設の把握に努める。

イ 次の施設に対し指導を実施する。

(ア) 小規模貯水槽水道施設の設置者又は利用者から、飲料水に異常を認めた旨の連絡があった施設

(イ) 半田市水道事業から維持管理上の問題について通報があった施設

(ウ) 新規把握施設等市長が必要と認めた施設

ウ 簡易専用水道等維持管理調査票（様式第5）を活用し、維持管理等について指導する。

エ 指導を効率的に行うため、小規模貯水槽水道施設名簿（様式第7）を作成する。

(啓発活動)

第4条 飲料水供給施設、井戸等自己水施設、簡易専用水道施設及び小規模貯水槽水道施設の設置者等に対し、市広報誌等への掲載、ホームページの活用等により、施設の維持管理及び飲料水の衛生確保に関する知識の啓発を図る。

(改善指導)

第5条 水道施設の指導の結果、維持管理について改善措置等を必要とする場合は、指導票（様式第8）を活用し、適切な指導を行う。

2 専用水道施設及び簡易専用水道施設等への指導の結果、当該施設の維持管理の不適及び施設の不備等により供給される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、水道施設・水質改善計画書（様式第9）を提出するよう文書等で指示し、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届（様式第10）を提出するよう指導する。

3 水道施設の指導の結果、飲料水が人の健康を害するおそれがあると判明した場合又は半田市水道事業からその旨の通報があった場合は、直ちに当該施設の給水を停止するよう指導する。また、飲料水を使用することが危険であることを関係者に周知させる等の措置を講じるよう指導する。

4 第2号の規定は、専用水道施設及び飲料水供給施設における、水質検査の結果、

水質基準又は厚生労働省通知等に定められている基準等に適合しない場合並びに簡易専用水道施設における指導の結果、水質不良が判明した等の場合準用する。

5 各種有害物質を原因とする地下水汚染により、周辺の飲用井戸施設に対する影響が憂慮される場合は、必要に応じ、周辺の飲用井戸使用者等に対し、適切な措置を講ずるよう指導する。

(その他飲料水の衛生指導)

第6条 井戸水又はゆう水等を不特定多数の者に飲用の目的で提供する者に対し、必要に応じ、維持管理等について指導する。

(復命・報告)

第7条 指導実施状況及び指導対象施設の状況は、復命書（様式第11）及び水道施設等維持管理指導報告書（様式第12）により所属長に復命・報告する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

様式第1（第3条関係）

水道施設等維持管理調査票

年 月 日

施設区分

- ア 専用水道
イ 飲料水供給施設

半田市環境課

環境衛生監視員

半田市環境課

環境衛生監視員

水道事業等名

(浄水場名)

所在地

立会者(水道技術管理者)職氏名

1 監視に関する項目

番号	項目	内 容	結果	備 考
1	一般事項	水圧に関する苦情はあるか。	なし・あり	
2	施設管理	清潔の保持	施設を常に清潔に保持し、水の汚染防止に努めているか。	適・不適
3		汚染防止	保安柵・施錠等により、関係者以外の侵入汚染防止措置が講じられているか。	適・不適
4			定期に巡回し、汚染の早期発見に努めているか。	適・不適 回/
5	取水施設	水質監視	魚類飼育による監視を行っているか。	適・不適・非該当
6			水質計器等により有害物質に対する監視を行っているか。	適・不適・非該当
7	浄水施設	計装機器	濁度、水素イオン濃度指数、水位及び水量の測定のための設備が設けられているか。	適・不適
8		緩ろ過	沈殿池 沈殿水濁度は適正に管理されているか。	適・不適・非該当
9			ろ過速度は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当
10			ろ過砂は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当
11		急速ろ過	凝集剤 凝集剤は、適正に注入されているか。	適・不適・非該当
12			フロック形成池 フロックは、良好に形成されているか。	適・不適・非該当
13			沈殿池 フロックの沈殿は、十分に行われているか。	適・不適・非該当
14			ろ過池 ろ過速度は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当
15			ろ過砂は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当
16		膜ろ過	凝集剤等により前処理する場合、適正に処理されているか。	適・不適・非該当
17			膜の洗浄は、適正に行われているか。	適・不適・非該当
18			膜ろ過水濁度等、ろ過水質は適正か。	適・不適・非該当
19			異常時に浄水施設の運転を速やかに停止することができる設備が設けられているか。	適・不適・非該当
20	活性炭設備	粉末活性炭	粉末活性炭の接触は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当
21			粉末活性炭は、適正に除去されているか。	適・不適・非該当
22			粒状活性炭の接触は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当
23		粒状活性炭	粒状活性炭に付着した浮遊物質は、適正に除去されているか。	適・不適・非該当
24			粒状活性炭層内の微生物が浄水に漏出していないか。	適・不適・非該当
25		オゾン設備	オゾン設備の後に活性炭設備が設けられているか。	適・不適・非該当
26		薬品設備	施設基準 薬品等注入設備が設けられているか。	適・不適・非該当
27			消毒の接触は、適正に管理されているか。	適・不適
28			消毒剤の注入量調節設備が設けられているか。	適・不適
29			予備設備が設けられているか。	適・不適
30	排水設備	公共用水域に放流する場合は、中和設備等が設けられているか。		適・不適・非該当
31		排水を原水として用いている場合は、適正な水質監視を行っているか。		適・不適・非該当
32	送水設備	施設基準	送水管内で負圧が生じないために、サージタンク等の措置が講じられているか。	適・不適・非該当

様式第1（第3条関係）

番号	項目	内 容	結果	備 考
33	配水設備	消 毒 細水栓末端で遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上に保持されているか。	適・不適	mg/L 配水池名称
34		施 設 基 準 配水施設内の浄水を採水する施設があるか。	適・不適	
35		消火栓の使用時においても、水圧に関する苦情はないか。	なし・あり	
36		配 水 池 保安柵、施錠及び防虫網等の汚染防止措置を講じているか。	適・不適	
37	水質管理	水質検査計画 毎事業年度開始前に策定しているか。	適・不適	年 月実施 方法 水質検査委託先
38		公表を行っているか。	適・不適・非該当	
39		原水検査 原水の全項目検査を年1回以上実施しているか。	適・不適・非該当	
40		適切な場所で採水しているか。	適・不適	
41		給水栓(供給点)において、毎日、色・濁り・残留塩素濃度等の検査を行っているか。	適・不適	
42		定期(臨時)の水質検査 全ての浄水(配水)系統の給水栓において、毎月項目及び必要な項目の検査を行っているか。	適・不適	
43		検査頻度及び検査の省略等についての理由は適正か。	適・不適	
44		結果が基準不適の場合、適切に対処しているか。	適・不適・非該当	
45		水質検査結果の情報提供を実施しているか。	適・不適	
46		(自己検査)水質検査の精度管理を実施しているか。	適・不適・非該当	
47		(委託検査)書面による委託契約の内容は適切か。	適・不適・非該当	
48		クリプトスボリジウムによる汚染のおそれはあるか。	なし・あり・非該当	
49	ろ過池出口の濁度	クリプトスボリジウムによる汚染のおそれがあると判断された浄水場では、ろ過池出口の濁度は0.1度以下に保持されているか。	適・不適・非該当	
50		結果保存 結果は5年以上保存されているか。	適・不適	
51	認可	給水区域 細水区域外から給水の要望はあるか。	なし・あり	計画給水人口 人 計画給水量 (1日最大) m ³
52		給水量 計画給水人口、計画給水量は適切か。	適・不適	
53		水源種別 水源種別を変更する必要はあるか。	なし・あり	
54		取水地点 取水地点を変更(新たに井戸を掘削)する考えはあるか。	なし・あり	
55		浄水方法 浄水方法を変更する考えはあるか。	なし・あり	
56	その他	危機管理 水質汚染事故等の緊急時における危機管理体制は、マニュアル化されているか。	なし・あり	第三者委託先 一部の場合の範囲
57		健康診断 水道業務従事者等について健康診断を行い、その記録を1年間保存しているか。	適・不適	
58		水道技術管理者等 組織の位置付けが適正か。	適・不適	
59		変更した場合は、変更届を提出しているか。	適・不適・非該当	
60		断滅水状況 災害、水質事故等による断滅水の発生はあるか。	なし・あり	
61		苦情状況 住民からの苦情等でその対応に苦慮しているものはあるか。	なし・あり	
62		供給規程 変更に当たって、届出(変更認可)を行っているか。	適・不適	
63		第三者委託 業務の全部又は一部を委託しているか。	なし・一部・全部	
64		委託している場合は、届出しているか。	適・不適・非該当	

2 検査に関する項目

番号	項目	浄水場出口	配水池出口	給 水 栓	備 考
65	pH値				
66	遊離残留塩素濃度(mg/L)				

3 指示事項等

指 示 事 項	改 善 状 況

様式第2（第3条関係）

専用水道施設指導台帳

半田市				番号	
1 設 置 者	住 所				
	氏 名(法人等の場合名称)				
	法人等の場合代表者の氏名				
2 水道事務所の所在地					
3 専用水道の名称				電話	
4 業 務 委 託	有・無	委 託 先	氏名		
			住所		
	委託業務の範囲				
5	水道技術管理者		住所		
	委託(有 ・ 無)		氏名		
	資格(学歴・経験年数)				
6 届 出 等 の 状 況	届出等年月日		内容		備考
7 施 設 の 沿 革	沿革		創 設		
	項目		創 設		
	確認(設置)年月日				
	確 認 番 号				
	工 期	着手予定年月日			
		完了予定年月日			
	給水開始年月日				
	給 水 人 口				
	1 日 当たり 給水量(m ³)	平 均			
		最 大			
改 造 概 要					

*記載事項変更届の対象は1及び2

様式第2（第3条関係）

8 水 源	自己水	No.	種類	規格(口径×深さ)等			受水	備考
		1						
		2						
		3						
9 取水ポンプ	No.	種類	台数	規格(口径×揚程×出力×揚水量) mm m kw L/min				備考
	1							
	2							
	3							
	4							
10 清水	構造・規模・数量	沈殿池		ろ過池		その他施設		
11 滅菌配水	構造・規模・数量	滅菌(型式×台数×吐出量)		配水池(受水槽)		高架(圧力)水槽		
12 配(揚)水ポンプ	No.	種類	台数	規格(口径×揚程×出力×揚水量) mm m kw L/min				備考
	1							
	2							
	3							
	4							
13 配水管	口径(mm)	材質		小計(m)	計(m)			備考
	200以上							
	100以上200未満							
	25以上100未満							
	25未満							
14 地震計画	東海地震防災応急計画	該当(有・無)		届出年月日				
	東南海・南海地震対策計画	該当(有・無)		届出年月日				
15 備考								

様式第2（第3条関係）

16 維持管理指導狀況

様式第3（第3条関係）

井戸等自己水施設維持管理調査票

年　月　日

施設名称

立会者氏名

半田市環境課

環境衛生監視員

施設の所在地	〒											
所有者等氏名	連絡先() -											
給水区域	1 内	2 外	区分 ^(注)	1	2	3	4	5	6	7	8	
水道の布設	1 有	2 無	井戸等の用途	1 飲用	2 雜用	3 飲用及び雑用						
井戸等の利用戸数及び人口	戸		人									
井戸等の種別	1 井戸(深さ m : ストレーナー位置 m)	2 ゆう水	3 沢水	4 伏流水	5 その他()							
取水方法	1 ポンプ	2 自然流下	3 手くみ	4 その他()								

(注)区分欄の番号は、1 個人住宅、2 共同住宅(社宅、寮を含む。)、3 学校・保育園、4 病院、5 店舗、6 工場、7 その他事業所、8 その他とする。

1 維持管理に関する項目

番号	項目	内 容	結果	不適等内容
1	保守点検	施設の保守点検を、定期的に実施しているか。	適・不適	
2		保守点検の結果、欠陥等を発見した時は速やかに改善の措置を行っているか。 (欠陥内容) (改善措置状況)	適・不適 非該当	
3	水質管理	次亜塩素酸ナトリウム等の消毒剤の自動注入設備等を用いて消毒を行い、その設備を適正に管理しているか。	適・不適 非該当	
4		末端給水栓水で残留塩素を1週間に1回以上測定しているか。	適・不適 非該当	
5		末端給水栓水で遊離残留塩素濃度を0.1mg/L以上に保持されているか。	適・不適 非該当	
6		給水栓水の水質検査を1年に1回以上行っているか。 (検査項目)ア 一般項目 イ 全項目 ウ トリクロエチレン等 (検査結果) 適・不適(不適項目)	適・不適	
7		施設を初めて使用するときは、水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認しているか。	適・不適	
8		水槽を有する場合は、1年に1回以上、定期的に清掃を行っているか。(最近の清掃年月日 年 月 日)	適・不適 非該当	
9		水槽の清掃を自ら実施している場合は、適正に行われているか。	適・不適 非該当	
10	水槽清掃	水槽清掃を委託している場合は、その委託先 (清掃業者名 : 知事登録 有 ・ 無)		
11	その 他	帳簿書類等 帳簿書類及び記録等を整理・保存しているか。	適・不適	
12		ろ過装置を用いて浄化しているか。	適・不適	
13		未消毒の場合は、井戸水が微生物等に汚染されるおそれがあるので、煮沸して飲用しているか。	適・不適 非該当	
14		給水栓の水に色、濁り、臭い、味その他異常が発生したときは、速やかに保健所へ連絡しているか。	適・不適 非該当	

2 水質検査に関する項目(給水栓水)

15 色	16 濁り	17 臭い	18 味	19 遊離残留塩素濃度
異常(無・有)	異常(無・有)	異常(無・有)	異常(無・有)	mg/L

様式第3（第3条関係）

3 指示事項等

指 示 事 項	改 善 状 況

様式第4（第3条関係）

井 戸 台 帳

半田市

No.

様式第5（第3条関係）

簡易専用水道等維持管理調査票

施設区分 ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道

年 月 日

施設名称
(台帳番号)

所有者等氏名

半田市環境課

立会者氏名

環境衛生監視員

指導区分 ア 設置者等からの水質異常の連絡
イ 設置者等からの管理不備の通報
ウ 登録検査機関の検査が未受検
エ 半田市水道事業からの通報
オ 新規設置施設
カ その他()

建物用途		ビル管理法の適用	有・無
施設概要	受水槽	高置水槽	
設置場所	、 製、 m ³	、 製、 m ³	
材質	、 製、 m ³	、 製、 m ³	
有効容量	、 製、 m ³	、 製、 m ³	

1 維持管理に関する項目

番号	項目	内 容	結果	不適等内容
1	保守点検	施設の保守点検を定期的に実施しているか。	適・不適	
2		保守点検の結果、欠陥等を発見した時は速やかに改善の措置を行っているか。 (欠陥内容) (改善措置状況)	適・不適 非該当	
3	水質管理	末端給水栓水で残留塩素を1週間に1回以上測定しているか。	適・不適	
4		末端給水栓水で遊離残留塩素濃度を0.1mg/L以上に保持されているか。	適・不適	
5		毎日、末端給水栓水の色・濁り・臭い・味の外観検査を行っているか。	適・不適	
6		末端給水栓水の外観に異常が認められる時には、必要な項目について検査を行っているか。	適・不適 非該当	
7		施設を初めて使用する時は、水質検査を実施し水質基準に適合していることを確認しているか。	適・不適 非該当	
8	水槽清掃	水槽の清掃を1年に1回以上、定期的に行っているか。 (最近の清掃年月日 年 月 日)	適・不適	
9		水槽の清掃を自ら実施している場合は、適正に行われているか。	適・不適 非該当	
10		水槽清掃を委託している場合は、その委託先 (清掃業者名 : 知事登録 有・無)		
11	防鏽剤の使用	赤水対策として防鏽剤を使用している場合は、注入方法・品質・水質検査等適切に管理されているか。	適・不適 非該当	
12	帳簿書類・記録の保存	次の帳簿書類及び記録を整理保存しているか。 ア 施設の設備配置図及び系統図(保存) イ 受水槽周囲の構造物の配置図(保存) ウ 水質管理の記録(3年以上保存) エ 水槽の清掃記録(3年以上保存)	適・不適	

2 登録検査機関の検査に関する項目

番号	項目	内 容	結果	不適等内容
13	検査の受検	登録検査機関の検査を1年に1回以上、定期的に受けているか。	いる・いない	
14	証書の保存	検査済証を3年以上保存しているか。	適・不適	

様式第5（第3条関係）

3 施設の外観検査に関する項目

番号	項目	内 容	結 果		不適等内容
			受水槽	高置水槽	
15	水槽周囲	清潔でゴミ、汚物等が置かれていないか。	適・不適	適・不適	
16		周辺にたまり水、ゆう水等がないか。	適・不適	適・不適	
17	水槽本体	亀裂している箇所がないか。	適・不適	適・不適	
18		漏水している箇所がないか。	適・不適	適・不適	
19		槽壁、天井スラブにおける配管貫通部分等が防水密閉構造であるか。	適・不適	適・不適	
20	水槽上部	ふたの直接上部には、他の設備器機等が置かれていないか。	適・不適	適・不適	
21		上床盤の直接上部には、水を汚染するおそれのある設備、器機等が置かれていないか。	適・不適	適・不適	
22	水槽内部	汚泥、赤錆等の沈殿物が異常に存在していないか。	適・不適	適・不適	
23		当該施設以外の配管設備が設置されていないか。	適・不適	適・不適	
24		水中及び水面に異常な浮遊物がないか。	適・不適	適・不適	
25		水槽内に異物がないか。	適・不適	適・不適	
26	マンホール	ふたは、防水密閉型のものであるか。	適・不適	適・不適	
27		ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適	
28		施錠されているか。	適・不適	適・不適	
29		マンホール面は、槽上面から10cm以上立ち上がっていいるか、又はそれに代わる適切な構造であるか。	適・不適	適・不適	
30	オーバーフロー管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適	
31		管端部の防虫網が正常であるか。	適・不適	適・不適	
32		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないか。	適・不適	適・不適	
33		管端部と排水管の流入口等との間隔は、オーバーフロー管の管径の2倍以上であるか。	適・不適	適・不適	
34	通 気 管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適	
35		管端部の防虫網が正常であるか。	適・不適	適・不適	
36		揚水管の管径の1/2以上の管径に相当する有効断面積があるか。	適・不適	適・不適	
37	水 抜 管	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないか。	適・不適	適・不適	
38		管端部と排水管の流入口等との間隔は、水抜管の管径の2倍以上であるか。	適・不適	適・不適	
39	給 水 管	当該施設以外の配管と直接連結されていないか。	適・不適		
40		水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないか。	適・不適		

4 水質検査に関する項目(給栓水)

41 色	42 濁り	43 臭い	44 味	45 遊離残留塩素濃度	
異常(無・有)	異常(無・有)	異常(無・有)	異常(無・有)	mg/L	

5 指示事項等

指 示 事 項	改 善 状 況

様式第6（第3条関係）

簡易專用水道台帳

様式第7（第3条関係）

小規模貯水槽水道施設名簿

半田市

No.

様式第8（第5条関係）

指 導 票

年 月 日

施設区分

- ア 専用水道
イ 簡易専用水道
ウ その他()

名称 _____

所在地 _____

氏名 様

立会者職氏名 _____

半田市 環境課 環境保全担当

職 氏名 _____

平成 年 月 日に実施した立入検査等の結果、下記のとおり指導します。

指 示 事 項	備 考

上記指導事項については、次により措置してください。（該当の項目に○印）

- 速やかに改善し、監視員の求めに応じて提出できるよう大切に保管してください。
- 上記指導事項について 月 日までに改善状況を半田市長あてに報告すること。

受領者職・氏名 _____

印

様式第8（第5条関係）

指 導 票(控)

年 月 日

施設区分

- ア 専用水道
イ 簡易専用水道
ウ その他()

名称 _____

所在地 _____

氏名 様

立会者職氏名 _____

半田市 環境課 環境保全担当

職 氏名 _____

平成 年 月 日に実施した立入検査等の結果、下記のとおり指導します。

指 示 事 項	備 考

上記指導事項については、次により措置してください。(該当の項目に○印)

- 速やかに改善し、監視員の求めに応じて提出できるよう大切に保管してください。
- 上記指導事項について 月 日までに改善状況を半田市長あてに報告すること。

受領者職・氏名 _____

印

様式第9 (第5条関係)

水道施設・水質改善計画書

年 月 日

半田市長様

所 在 地

名 称

代表者の氏名

下記のとおり、改善しますので、届け出ます。

記

- 1 改善通知年月日及び番号
- 2 水道施設・水質不適項目
- 3 改善方法
- 4 改善完了予定日

(添付書類) 改善計画日程予定表

様式第10 (第5条関係)

水道施設・水質改善完了届

年 月 日

半田市長様

所 在 地

名 称

代表者の氏名

下記のとおり、水道施設・水質の改善をしましたので、届け出ます。

記

- 1 改善通知年月日及び番号
- 2 水道施設・水質不適項目
- 3 改善方法
- 4 改善完了日

(添付書類) 1 改善経過表

2 水質不適の場合は、不適項目に係る水質検査成績書

復 命 書

年 月 日

半 田 市 長 様

職 氏名

平成 年 月 日に実施した立入検査等の結果は下記のとおりです。

記

1 実施状況

地区	区分	実施数	不適数	備考
水道事業等	専用水道			
	小 計			
	$0 < V \leq 5$			
	$5 < V \leq 10$			
	小 計			
	$10 < V \leq 20$			
	$20 < V \leq 40$			
	$40 < V \leq 60$			
	$60 < V \leq 80$			
	$80 < V \leq 100$			
簡易専用水道等	$100 < V$			
	小 計			
	飲料水供給施設			
	井戸等自己水施設			
	不特定飲用施設			
法適用外施設	小 計			
	合計			
	その他()			

2 結果
別紙のとおり

様式第12-1 (第7条関係)

水道施設等維持管理指導報告書

1 水道事業等指導対象施設の状況

半田市環境課

区分	前年度末 施設数	新 施 設 数	廃 施 設 数	本年度末 施 設 数	延べ指導 施設数※3	広域分 再掲※3	延べ不適 施設数※3	広域分 再掲※3
水道事業等	簡易水道							
	専用 вод道							
	小計							
簡易専用水道等※1	0 < V ≤ 5							
	5 < V ≤ 10							
	小計							
	10 < V ≤ 20							
	20 < V ≤ 40							
	40 < V ≤ 60							
	60 < V ≤ 80							
	80 < V ≤ 100							
法適用外施設	100 < V							
	小計							
	飲料水供給施設							
	井戸等自己水施設							
小計								
合計								

※1 簡易専用水道等の「V」は、受水槽の有効容量 (m³) とする。

様式第12-2（第7条関係）

半田市

2 簡易専用水道新設施設名簿

届出年月日	施設名称	所在地	設置者又は管理者氏名	連絡先	用途	受水槽有効容量(m ³)	設置年月日

3 簡易専用水道廃止施設名簿

届出年月日	施設名称	所在地	設置者氏名	廃止年月日	廃止理由	設置年月

様式第12-3（第7条関係）

水道施設等維持管理指導報告書(簡易水道等の施設数)

半田市

半田市	簡易専用水道等										合計
	0<V≤5	5<V≤10	小計	10<V≤20	20<V≤40	40<V≤60	60<V≤80	80V≤100	100<V	小計	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 様式第11-1 1水道事業等指導対象施設の状況と整合性を図ること。

下段は建築物衛生法適用施設数を再掲すること。